

仮放免の問題

仮放免の問題

- 現在の入管法では、収容されている外国人の収容を一時的に解く仮放免が許可される場合もある。
- しかし、仮放免を許可するかどうかは、仮放免の請求の理由のほか、逃亡のおそれ、日本での犯罪歴の有無・内容等の様々な事情を考慮して判断されるため、収容された全ての外国人に仮放免を許可することができるわけではない。
- 中には、自らの健康状態の悪化を理由とする仮放免の許可を受けることを目的として、**拒食に及ぶという問題も生じている（拒食の結果仮放免となり、逃亡中の者は67人（令和2年末時点（速報値）））。**
- **仮放免された外国人が逃亡し手配中の事案も相当数（415人（令和2年末時点（速報値））に上っており、仮放免中に犯罪を犯す事例も発生している。**

身元保証制度の運用状況

- 収容されている外国人の仮放免に当たり、身元保証人を付ける例が多いが、保証人の中には**多数の逃亡者を発生させている例がある。**

【多数の逃亡者を発生させている身元保証人の例】

- ・ 弁護士A：約280人中約80人逃亡
- ・ 弁護士B：約190人中約40人逃亡
- ・ 弁護士C：約 50人中約20人逃亡
- ・ 支援者A：約170人中約40人逃亡
- ・ 支援者B：約 90人中約20人逃亡

※ 平成26年1月～令和3年3月末までに判明した概数

仮放免者の犯罪事例

- 仮放免中に犯罪行為に及び、我が国の安全・安心を脅かす事例も散見される。

【送還忌避者B】再掲

- ① 正規在留中の「強制わいせつ致傷」により、**懲役4年の実刑判決【前科1】**
- ② 上記①刑務所出所後に当局に収容、**仮放免許可後に「強姦致傷」**により、**懲役6年の実刑判決【前科2】**
- ③ 上記①**刑務所出所後に難民認定申請**（現在2回目）し、現在審査中

【送還忌避者C】再掲

- ① 正規在留中の「恐喝等」により、**懲役2年6月の実刑判決【前科1】**
- ② 上記①刑務所出所後に当局に収容、**仮放免許可後に「強姦」**により、**懲役5年の実刑判決【前科2】**
- ③ 上記②刑務所において受刑中に「**傷害、公務執行妨害**」により、**懲役1年2月の実刑判決【前科3】**
- ④ 上記①**受刑中に難民認定申請**（現在4回目）し、現在審査中

※ 全て令和2年12月末現在の状況 14